

【 16 】

氏 名	前 田 壽
	まえ だ ひさし
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 20 号
学位授与の日付	昭 和 43 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	軍縮交渉史 1945—1965年

(主 査)
論文調査委員 教 授 田畑茂二郎 教 授 立 川 文 彦 教 授 猪 木 正 道

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、第2次大戦後の1945年から1965年に至るまでの軍縮交渉の経過を検討し、国際政治における軍縮交渉の意義を明らかにしたものである。

全体で9章より成っている。第1章「国際連合の創設と核兵器」はいわば序論的な部分に当るものであって、国連憲章が起草された当時は、核兵器はまだ考慮に入っておらず、憲章は発効前にすでに時代遅れのものになっていたという。しかし、戦争が終るや、アメリカも近い将来に核独占が破られることを予想し、原子力の国際管理の問題を積極的にとりあげるようになる。

第2章「原子力の国際管理」は、第1回国連総会で設置された国連原子力委員会における審議過程を考察したものであって、とくにアメリカのバルーク案とソ連の原子力兵器禁止案ならびに原子力国際管理案を詳細にわたって比較検討し、前者が採択されれば、超国家的な性質をもつ国際原子力開発機関による広範な管理が行われることになり、ソ連の安全が脅やかされ、原子力兵器の研究が困難となること、また、後者が実行されれば、唯一の核保有国であったアメリカのみが原爆の廃棄を要求されることを指摘し、いずれも相手方にとって受入れ難いものであったことを明らかにしている。

第3章「通常軍備の縮少」は、1946年10月のソ連の提案がきっかけとなり、いわゆる軍縮大憲章すなわち「軍縮の全般的規制および縮少を律する原則」が、全会一致で国連総会で採択されるまでの過程と軍縮大憲章の内容を検討したものであるが、大憲章は東西の主張の最大公約数的な規定（軍縮の原則）を盛ったものであって、実効のほとんどないものであったという。

第4章「全般的な軍備縮少」は、1949年にソ連が原爆実験に成功し、次いで、1950年に朝鮮戦争が勃発するという状況の下で、軍縮交渉が再開され、原子力問題を含めた軍縮に関する諸問題が広範に審議されるようになってからの軍縮交渉の過程を検討したものである。スターリンの死に伴い、全般的な軍縮プログラムの重要な骨組で、東西双方の意見がやや接近をみせるが、東西両案は重要な点で食い違っており、以上の骨組も単なる青写真に終わったという。

第5章「アームズ・コントロール」は、核兵器の完全廃棄の見込みがほとんどなくなったことなどの状況を背景として、1955—56年を境に新しくとりあげられるようになったアームズ・コントロールの問題を考察したものであって、奇襲防止措置やディスエンゲイジメント、非核地域の設定が、アームズ・コントロールとしてもつ意義を検討している。

第6章「核兵器実験の禁止」は、キューバ事件のあとの米ソ折衝の結果、1963年に締結された部分的核兵器実験禁止条約のもつ政治的・軍事的意義を考察したものであって、この条約は米ソ両大国の不戦を約した一種の紳士協定としての意義はもつが、全般的な禁止でなく、核大国の核兵器開発を抑圧する効果は極めて小さいという。

第7章「軍縮全廃へのプログラム」は、1959年秋のフルシチョフ提案をきっかけとして、米ソ双方から提出された全面完全軍備撤廃の提案を比較検討したものである。

第8章「国際政治における軍縮交渉の意義」は、以上の分析の結果をまとめたものであって、20年にわたる交渉史は、圧倒的に多くの失敗のなかに、きわめて少数の成功が散見できる歴史であったという。とくに第2次大戦後に特徴的なことは、国際宣伝戦、国際心理戦の要素が多くなっていることであった。しかし、20年にわたり交渉が続けられたこと自体、核大国間の不戦の意欲を示すものとして、重要な意義をもっていると結論する。

論文審査の結果の要旨

第2次大戦後の軍縮交渉は、核の下における軍縮交渉という性格をもつとともに、体制を異にした米ソ両大国を中心として行われているため、過去の軍縮交渉に比べ、政治的・軍事的にいちじるしく複雑な内容をもっている。本論文は国際連合および関係国の公式報告書等の重要な基礎資料をもれなく渉猟して、当事国の提案や意見を詳細にわたり分析し、1945年から1965年に至る20年の軍縮交渉の歴史をきわめて客観的に叙述している。軍縮に関する世界各国の主要な研究もよく消化しており、第2次大戦後の軍縮交渉に関する研究として、わが国はもとより、外国にも類書の少ない、よくまとまった信頼できるものといえる。学問的価値はきわめて高く、法学博士の学位論文として価値あるものと認める。